

事務連絡
平成20年4月15日

都道府県建設業協会
専務理事・事務局長殿

社団法人全国建設業協会
専務理事 野見山 恵弘

国土交通省における低入札価格調査基準の一部改正について

標記については、平成20年3月31日付け全建事発第122号「国土交通省直轄工事における低入札価格調査基準価格の見直し（引上げ）について」で取り急ぎお知らせいたしましたが、このほど国土交通省建設業課より、同調査基準を定めた「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」を一部改正し、各地方整備局に通知した旨の事務連絡がありました。

つきましては、下記資料を送付いたしますので、貴会役員並びに会員への周知方、引き続きよろしく願いいたします。

記

1. 「国土交通省における低入札価格調査基準の一部改正について」（事務連絡）
2. 「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について（通知）
3. 「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（新旧比較）

（参考送付）

1. 「国土交通省直轄工事における低入札価格調査基準価格の見直し（引上げ）について」
2. 「低入札調査基準価格の見直しについて」（既報）

以上



事 務 連 絡
平成20年3月31日

社団法人 全国建設業協会 殿

国土交通省総合政策局建設業課
入札制度企画指導室

国土交通省における低入札価格調査基準の一部改正について

平成20年3月28日に公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議で決定された「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」3(1)②においては、早期に低入札価格調査基準価格の見直しを図ることとされているところです。

このため、国土交通省における低入札価格調査基準を定めた「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成16年6月10日付け国官会第367号)の一部を改正し、3月31日付けで、別添のとおり国土交通省各地方整備局長等あてに通知しましたので参考のためお知らせ致します。

また、同日付けで、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)会員及び各地方公共団体あてに本趣旨を周知しましたので、併せてお知らせ致します。

なお、貴団体におかれましては、必要に応じて、会員、参加団体等に周知いただけるようお願い致します。

問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課入札制度企画指導室
課長補佐 岩川
電 話 03-5253-8111(内24723)

国官会第2051号
平成20年3月31日

内部部局長
施設等機関の長
国土地理院長
地方支分部局長
外局の長
沖縄総合事務局長

殿

国土交通省大臣官房長

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正
について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月
10日付け国官会第367号）の一部を下記のとおり改正することとしたので
遺漏なきよう措置されたい。

記

記2（1）イを次のように改める。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105
を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合
が10分の8.5を越える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たな
い場合にあっては3分の2とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

附則

本通知は、平成20年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係
る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超え
るものに限る。）の入札から適用する。

○予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて（平成16年6月10日付け国官会第367号）

改	現	行
<p>1 本基準の運用の基本方針について</p> <p>2 本基準の運用について (1) 工事の請負契約の場合 「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに3分の2から10分の8.5までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。</p> <p>イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とする。</p> <p>① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額</p> <p>ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず3分の2から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合とする。</p> <p>附則 本基準は、平成20年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。</p>	<p>1 本基準の運用の基本方針について</p> <p>2 本基準の運用について (1) 工事の請負契約の場合 「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに3分の2から10分の8.5までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。</p> <p>イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とする。</p> <p>① 直接工事費の額 ② 共通仮設費の額 ③ 現場管理費の額に5分の1を乗じて得た額</p> <p>ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず3分の2から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合とする。</p> <p>附則 本基準は、平成19年4月9日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。</p>	

至 急

全建事発第 122 号

平成 20 年 3 月 31 日

都道府県建設業協会長 殿

社団法人全国建設業協会

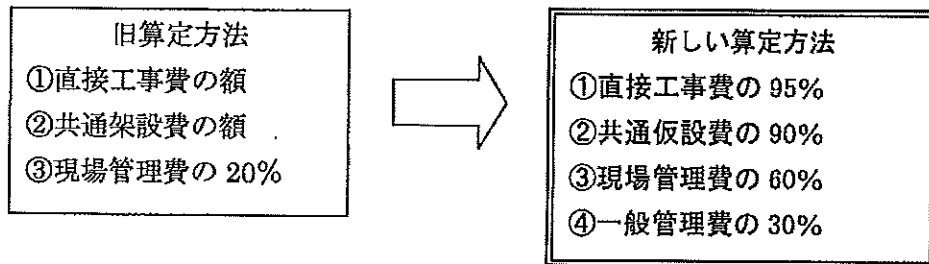
会 長 前田 靖治

国土交通省直轄工事における
低入札価格調査基準価格の見直し（引上げ）について

拝啓 時下ますますご清祥のことと存じます

さて、平成 3 月 14 日に実施した国土交通省と正副会長との意見交換において、国交省より配布された「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」は平成 20 年 3 月 28 日に開催された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において、正式に決定されました。

このうち、かねてより本会が強く要望してまいりました、特に国土交通省における低入札価格調査基準価格の見直しでは、新たな算定方法に「一般管理費」の 30%を新設、また、「現場管理費」を 60%に引上げる等これまでの調査基準価格に比べ、全体で 5%程度の引き上げが実施されることとなり、平成 20 年 4 月以降に入札公告をする工事から適用されることとなりました。（下図）



つきましては、今般の措置について、取り急ぎお知らせいたしますとともに、これまで、ご理解とご協力を賜りました貴職をはじめ各都道府県協会役員各位に改めて感謝申し上げます。

敬具

低入札価格調査基準価格の見直しについて

低入札価格調査基準価格：

予算決算及び会計令第85条に基づき、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある」と認められるとき」の基準

現状

- ・落札率85%以下になると、下請け企業が赤字、または平均点未満の工事となる割合が急増。
- ・予定価格の85%を下回る調査基準価格の直上で応札が集中。



見直しの方向

- ・新技術の導入やコスト縮減の工夫による効果を反映し、直接工事費や共通仮設費は、応札者の平均的な値に見直し。
- ・現場管理費や一般管理費等の諸経費についても、工事実施上最低限必要と考えられる額を計上

調査基準価格の算定方法の見直しについて

- ・予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額。
- ・ただし、その割合が10分の8.5を越える部分にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

旧算定方法

- ①直接工事費の額
- ②共通仮設費の額
- ③現場管理費の20%



新しい算定方法[※]

- ①直接工事費の95%
- ②共通仮設費の90%
- ③現場管理費の60%
- ④一般管理費の30%

※平成20年4月以降に入札公告
をする工事から適用